

2011.10.1

✉ 新見市での法律事務所の開設について

弁護士 **に わ かずひろ**
丹羽 一裕

私は、平成23年1月11日、岡山パブリック法律事務所から独立させていただき、新見市に法律事務所を開設いたしました。

本州最後のゼロワン解消と言うことで多くのマスコミに扱っていただくことができ、開所当初から市民の皆様の認知度が高い状況で始めることができていると思います。

ここで、開所から5か月までの状況についての報告をさせていただきます。

新見市は、人口34,286人（平成23年1月末現在）、千屋牛やピオーネなどの特産品が有名な、風光明媚でのどかな町です。人々は非常に温和で、変に気負うことなく仕事に取り組むことができます。新見を含めた弁護士過疎地域にも事件はたくさんある、というのが現在の実感です。そのためやりがいを感じて仕事をしております。



まずは広く利用してもらうために、地元紙に2週間の無料法律相談の広告を出しました。すると、2週間で60件ほどの相談予約が殺到し、大変驚きました。

その後は、マスコミバブル(?) もはじけ、相談予約件数も落ちてきておりますが、それでも月10件程度の新規相談予約があります。

また、利益相反が理由で、相談をお受けできない方がいらっしゃることも、パブリックにいた頃よりもはるかに多く、そういった方は、新見ひまわり基金法律事務所の大山知康弁護士のところへ相談に行かれているようです。やはり弁護士が2名しかいないので、利益相反は大変起こりやすいというのが実感です。これまでは、やむなく倉敷や岡山、津山まで相談に出かけていた方々がたくさんいらっしゃったのだと思うと、やはりここで開所してよかったと感じる次第です。

利益相反で言えば、開所してまもなく、岡山パブリックで一緒に働かせていただいた新見ひまわり基金法律事務所の大山知康弁護士を相手方代理人とする事件を受任し、ゼロワン解消を実感することもできました。

今後の課題は、さらなる法的需要の掘り起こしを行い、事件をきちんと法的解決のテーブルにのせることでしょう。これまでの相談の中でも、4,5年前の建築請負代金の相談や20数年間他人に占有されたまま自己の土地を放置しているといった相談、10年以上前の貸し金に関する相談などがありました。新見には地家裁支部がありますが、法律事務所の開設は平成17年3月26日であり、まだ6年ほどしか経過してありません。新見市民の方々の中には、岡山市や倉敷市に比べると弁護士を使った法的解決手段も縁遠いものなのでしょう。事件は未だ多数が埋もれたままではないかと感じます。

岡山県内には、新見と同じまたはそれ以上の人口がありながら弁護士のいない地域が多数あります（たとえば、高梁簡裁管内、児島簡裁管内など）。

岡山パブリック法律事務所は、この2月に玉野市に支所を出されました。これは大変意義のあることと思いますし、今後も続けていっていただきたいと思います。

今後も、弁護士過疎地域の法的サービスの拡充に向けて、岡山パブリック法律事務所で育てていただいた弁護士として、尽力していきたいと思っております。

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905 岡山市北区春日町5-6（岡山市勤労者福祉センター2F）

TEL:(086) 231-1141 FAX:(086) 803-3677

ホームページ <http://www.okayama-public-lo.jp/> E-mail info@okayama-public-lo.jp

- 津山支所.....〒708-0062 岡山県津山市京町73-2丹沢ビル2階
TEL : 0868-31-0035 FAX : 0868-31-0036
- 岡山大学内支所.....〒700-8530 岡山市北区津島中3丁目1-1（岡山大学文化科学系 総合研究棟1階）
TEL : 086-898-1123 FAX : 086-898-1124
- 玉野支所.....〒706-0002 岡山県玉野市築港1丁目17番5号 サニーセブンビル202
TEL : 0863-33-6113 FAX : 0863-33-6115

岡パブログ <http://okapub.blog136.fc2.com/>



CONTENTS 目次

- ご挨拶.....P1
- 特定非営利活動法人津山DVシェルターろびん.....P2
- 新見市での法律事務所の開設について.....P4

✉ ご挨拶

えのもと やすひろ
所長弁護士 **榎本 康浩**

今年4月から都市型公設法律事務所「弁護士法人岡山パブリック法律事務所」の所長職を水谷前所長から引き継ぎ、第二代所長に就任いたしました。社員弁護士として当事務所の設立と運営に携わってきて、平成19年4月からは岡山大学内支所長を務めてきましたが、所長となると従前とは職責の重みが違うことを、実感する毎日です。

所長が交代しても、もちろん当事務所の理念・目的に変わりはありません。

1. 今後も、津山支所や2月に開設した玉野支所における弁護士過疎・偏在の解消に向けての取組も含めた、「市民の駆け込み寺」の役割を果たしていくことは、最重要な取組課題です。特に玉野支所は、日弁連の重点的取組課題である独立簡裁管轄地域における弁護士過疎解消に向けた試金石ケースとして、是非ともその運営を軌道に乗せたいと考えています。
2. 岡山大学内支所での法科大学院教育への協力を含めた公益的活動にも、当然ながら、引き続き積極的に携わっていきます。事務局機能を担っている薬害肝炎訴訟をはじめとして、所属弁護士が各種公益的訴訟に積極的に参加しているところ、今後も、同様のスタンスを続けていくことになります。また、当事務所の設立目的の1つである弁護士任官推進についても、その支援事務所として実のある活動をしていく所存です。
3. 3名の社会福祉士を常勤雇用していることや、各種NPO法人との協力関係を有していること等の特色を生かして、低所得者層への生活支援等、これまで弁護士の関わり方が必ずしも十分でなかった分野への取り組みも模索して、弁護士業務の可能性を追求していきたいと考えています。従前から取り組んでいる、「生活保護支援中国ネットワーク」や「パブリック・シェルター」における支援を、さらに発展させることができないか、検討と実践を進めていく所存です。

昨年度、岡山弁護士会副会長を務め、その職務を通して、弁護士を取り巻く状況が、加速度的に困難さと複雑さを増していることを、あらためて実感しました。そのような状況下で、一種の閉塞感を打破して新しい地平を切り開く先導の役割を担っていくことが、都市型公設法律事務所である当事務所の使命であると考えており、そのための具体的活動を進めていきたいと考えておりますので、これまでに引き続き、当事務所の理念・目的と活動にご理解を賜り、ご支援をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人津山DVシェルターろびん

津山支所長 弁護士 高木 成和

「残念ながら県北にはシェルターがありません。」

私が津山に赴任した平成19年4月、私は、夫のDVから逃げて友人宅を転々とし、友人にはこれ以上迷惑をかけられないという相談者に対して、このように答えざるを得ませんでした。住み慣れた県北から遠く離れて、岡山市内の女性相談所又は民間シェルターに逃げるしか方法がない。そう聞いた相談者は、私の前でひどく落胆した表情を浮かべました。

県北にもシェルターがあればいいのに。誰かが作ってくればいいのに。そう思いながら漫然と日々が過ぎていきました。しかし、美作県民局が「協働で作るDVのないまちづくり実行委員会」を企画することを聞き、この委員会の委員に応募しました。そして、この委員会で活動する中で、県北でシェルターを作りたいと思っている人たちと出会うことができました。また、後見等の事件を通じて、以前に夫から逃げてきた女性を支援できなかったことをとても後悔し、シェルターを作りたいと思っている人たちと出会うことができました。こうした人々との出会いを通じて、私は、この人達と一緒に、県北でもシェルターを作れるのではないかと思い、平成20年12月頃から、手を取り合って特定非営利活動法人の設立準備を行いました。

そして、私たちは、平成21年7月10日、岡山県知事の認証を受け、同月30日、「特定非営利活動法人津山DVシェルターろびん」（以下「ろびん」といいます。）を設立することができました。「ろびん」の名称は、後述のエミリ・ディキンソンの「ひとつの心がこわれるのを」という詩から引用させていただきました。また、ろびんの設立趣旨は、末尾に引用したとおりです。

ろびんの事務局は、弁護士法人岡山パブリック法律事務所津山支所に置いており、同支所が賃料を負担して津山市内の1室をシェルターとして確保しています。また、緊急性が高くなく、長期間の利用が予測されるような方に対しては、支援者の方を通じて、シェルター以外の居室を紹介することもあります。さらに、法的支援は津山支所の弁護士が担当することが多いのですが、例えば、生活保護申請の同行、母子支援制度の相談又は申請、シェルターから自立するための住居探し、子どもの転校手続、傷ついた母子の心のケアなどは、津山支所以外の支援者の皆さんが献身的に担ってくれています。

こうして、ろびんでは、設立から2年間に、9名の女性と14名の子ども、それから2名の少年がシェルター等に入居し、その自立を支援してきました。自閉症の子どもと一緒に逃げてきた女性、生まれただけの新生児を連れて逃げてきた女性、同居人から虐待を受けて家出をして行き場のなかった少年など、様々な方々と出会い、その自立を支援してきました。しかし、シェルターに入居して自立のための支援を行ったものの、夫の元に帰ってしまった女性もいました。

夫の暴力から逃げてきた家族の支援を行っていくうちに、傷ついた女性のケアのために精神科病院等と連携すること、夫の妻に対する暴力をずっと目の当たりにしてきた子ども達に対する心のケアが必要であること、自立後の支援のあり方など様々な課題も生じてきました。ろびんには支援業務のみに専従しているスタッフがいないため、様々な課題にぶつかる度に、試行錯誤しながら支援を行っている状況です。

私たちにできることは、ほんのわずかなことだろうと思います。しかし、支援を行った方々が、夫の暴力から逃れ、安心した環境で自立し、その人らしさを取り戻して生活している近況を生き生きと語ってくれることほど嬉しいことはありません。

「津山にもシェルターがあります。夫の暴力から逃げて、自立するお手伝いをしています。」
今なら相談者の方にこう答えることができます。私たちは、一人でも多くの方が夫の暴力から逃れて、自立することをお手伝いしたいと思っています。

もし、このニュースレターを読まれた方で、夫のDVから逃れて県北のシェルターを利用したいと考える方がいらしたら、どうか遠慮なく弁護士法人岡山パブリック法律事務所津山支所（0868-31-0035）に相談をしていただけたらと思います。



ひとつの心がこわれるのを

ひとつの心がこわれるのを止められるなら
わたしが生きること無駄ではない
ひとつのいのちのうずきを軽くできるなら
ひとつの痛みを鎮められるなら

弱っている一羽の^{ロビン}駒鳥を
もういちど巣に戻してやれるなら
わたしが生きること無駄ではない

川名澄翻訳『エミリ・ディキンソン詩集 わたしは誰でもない』（2008年、風媒社）57頁

設立趣意

殴られて、蹴られて。
物を投げられて。
脅されて。罵られて。

謝ってくれるときもあるし、いつか変わってくれるかもしれない。
1人ではこどもを育てられない。こどものために一緒にいた方がいい。
逃げてても実家や友だちに迷惑をかけるだけ。
私さえ我慢していれば。。

「暴力」を何年も何十年も受け続け、相談もできずに数え切れないくらい一人で悩み抜き、ようやく家を出る決心をした人たちがいます。
ドメスティック・バイオレンスから逃げてきた人たち、親の虐待から逃げてきた子どもたち、そんな人たちが、やがて自分を取り戻して愛を受けることを思い出して、「暴力」のないところで自立するまでの間、安全に過ごせる場所であるシェルター。
全国で多くの民間シェルターができました。岡山市内にも民間シェルターができ、岡山県内の

多くの人たちの避難場所となりました。
私たちの住む県北にも、安全に生活できる避難場所を求める人たちはたくさんいます。また、住み慣れた県北に戻って安全に自立していくための居場所を求める人たちもたくさんいます。
親の虐待から逃げてもう家に帰りたくないのに行き場所がない子どもたちがいます。

そんな人たちに出会う度に、私たちは、「県北にもシェルターが必要だ」と強く感じてきました。

安全な居場所であるシェルターを用意して、側にいて声をかけて、傷ついた心が少しずつ回復していくのを見守ること。殴られず、蹴られず、物を投げられず、脅されず、罵られず、自分のお金は自分で使える。逃げてきた人たちが、そんな当たり前前の生活に戻れるように、寄り添っていること。

ごくわずかなことでも、たくさんの人たちが力を合わせて、一人でも多くの人たちの心が回復する手助けをしたい。
私たちは、そんな思いから、県北に特定非営利活動法人津山DVシェルターろびんを設立します。